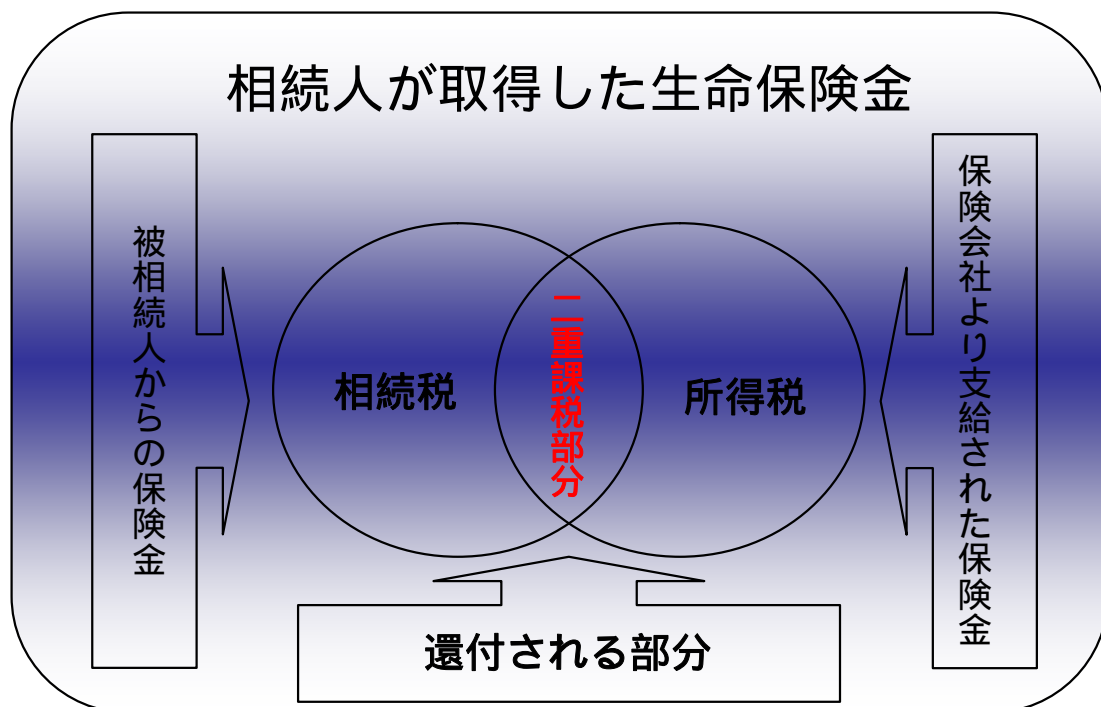


緊急告知

私の保険は還付対象？

平成22年7月6日に、最高裁判所において
『年金型の生命保険について相続税と所得税の二重課税は違法』
という判断が下されました。



- ・国は還付対象となる生命保険商品の調査を開始しています。
- ・学資保険や個人年金保険についても、二重課税に該当する商品があるようです。
- ・更正の請求期間制限は5年間ですが、それよりも前の部分も還付するためには現在の法律では不可能であるため、法律改正が必要
- ・還付方法や還付額の算出方法は現在発表待ち。
- ・対象商品は20万件を超えることが予想されています。 など・・・

税理士法人 プロネットでは、
皆様の還付のお手伝いをさせていただきます。
ぜひ、お気軽にご相談ください。

なお、ご相談全て予約制とさせていただきます。

～お問い合わせ先～

福岡市博多区東比恵2-7-14

税理士法人 プロネット (担当 橘川)

092-474-7797 メールアドレス souzoku@pronetjp.com

